

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（オンライン電子納品）

- 第4条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第5条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第6条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

(トンネル非常用設備点検)

- ・点検実施において疑義が生じた場合には、監督員と協議し、点検方法・内容等について確認すること。

- ・本業務は、徳島県三好県土整備事務所管内のトンネル非常警報装置の電気的な特性に関する試験及び動作確認、目視点検等の結果を報告することを目的とするが、点検結果により、維持修繕を設計変更増する場合がある。

なお、業務の実施に際しては下記の諸規定を参考に履行すること。

①電気通信施設点検業務共通仕様書（案）：【令和8年3月国土交通省】

②電気通信施設点検基準（案）

③別紙”点検実施要領”及び”点検記録簿”

(調査の結果の報告)

- 監督員と協議し，点検結果をとりまとめ報告書として3部提出するものとする。
- 適時点検内容を確認できる写真等の資料を添付すること。

防災設備（井川トンネル）

点検内訳数量表

設備名	機器名称	数量	単位	備考
防 災 設 備	主制御装置	1	台	
	副制御装置	1	台	
	警報表示板（インナーメンテ形）	1	面	主制御装置（TMC）側表示板
	補助警報表示板（インナーメンテ形）	1	面	副制御装置（TSC）側表示板
	押ボタン式通報装置	10	台	
	消火器	20	本	
	非常電話	4	台	
	非常電話案内板	17	枚	
	通報装置説明板	10	枚	
	非常電話説明板	4	枚	
遠 方 監 視 設 備	受信制御機	1	台	三好県土整備事務所
	モニタ一盤	2	面	三好警察署，三好県土整備事務所<西祖谷詰所>

修繕内訳数量表

設備名	機器名称	数量	単位	備考

点検実施要領

1. 制御装置（主・副）（2台）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値（導入時）との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm～0dBm 受信レベル -35dBm～0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であることを。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。	各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。		
		停電動作	交流入力強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であることを。		
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。		
		通話試験	制御装置を受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

2. 警報表示板（1面）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示部の素子切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値（導入時）との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		ドライバーが表示情報を視認できるか、樹木及び障害物の確認を行う。	
4	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
6	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

3. 補助警報表示板（1面）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示部の素子切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値（導入時）との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		ドライバーが表示情報を視認できるか、樹木及び障害物の確認を行う。	
4	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
6	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

4. 押ボタン式通報装置（10台）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。	絶縁抵抗計	回路毎に一括で測定し、基準値以外であれば、別途修理をする。	
4	動作試験	押ボタンスイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点灯動作等が正常に行われること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	消火器の点検	消火器本体、安全性、ホース等の外観を点検する。		災害発生時、正常に機能できるようにしておく。	消防法施工規則第31条の4
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に見出し、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

5. 非常電話機（4台）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

6. 非常電話案内板（17枚）、通報装置説明板（10枚）、非常電話説明板（4枚）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	板の清掃等	板の外表面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

7. 受信制御機（1台）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値（導入時）との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm～0dBm 受信レベル -35dBm～0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。
		警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い受信制御機で監視表示等が正常に行われていること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		通話試験	受信制御機と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

8. モニター盤（2面）

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値（導入時）との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	回路電流測定	専用回線の回路電流を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であればN T Tに連絡する。	テスタ	回路電流により伝送路上での運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	警報制御		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		停電動作			
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

トンネル非常警報装置 [受信制御機]

【 井川トンネル 】

設置場所		三好県土整備事務所			
機器名	点 検 項 目		点検月日		
			天 候		
受 信 制 御 装 置	1	表示灯点灯		良 ・ 否	
	2	電源電圧等の測定		良 ・ 否	
	3	送受信信号出力測定		良 ・ 否	
	4	蓄電池の点検		良 ・ 否	
	5	動作試験		表示制御	良 ・ 否
				警報制御	良 ・ 否
				停電操作	良 ・ 未
				通話試験	良 ・ 否
	6	接続部の点検		良 ・ 否	
	7	機器の清掃等		機器等の清掃	実施 ・ 未
		据付状態点検	良 ・ 否		

トンネル非常警報装置点検記録簿 (井川トンネル)

点 検 項 目				点検月日		
				天 候		
受信制御機	電圧測定	交流入力	X-Y	AC 100V ±10%	V	
		制御部出力	SWR1		DC 24V ±10%	V
			SWR3		DC 12V ±10%	V
			SWR4		DC -12V ±10%	V
			SWR2		DC 5V ±10%	V
	蓄電池測定	蓄電池電圧(停電)			DC 24.0V ±10%	V
		内部抵抗測定/セル電圧	①	mΩ	V	
		内部抵抗測定/セル電圧	②	mΩ	V	
	送受信信号測定	送信レベル			0 ~ -15 dBm	dBm
		受信レベル	祖谷TN		0 ~ -35 dBm	dBm
			京上TN			dBm
			龍宮TN			dBm
			井川TN			dBm
	最低受信感度			-40 dBm以下	dBm	
備考						

トンネル非常警報装置 [モニター盤]

設置場所		三好警察署		
No.	点 検 項 目		点検月日	
			天 候	
1	表示灯点検		良 ・ 否	
2	電源電圧等の測定		良 ・ 否	
3	動作試験	警報表示	良 ・ 否	
		停電動作	良 ・ 未	
		ブザー動作	良 ・ 否	
4	接続部の点検		良 ・ 否	
5	機器の清掃等		機器等の清掃	実施 ・ 未
			据付状態点検	良 ・ 否
6	電圧測定	交流入力	AC 100V ±10%	V
		制御部出力	DC 5V ±10%	V
			DC 12V ±10%	V
			DC 24V ±10%	V
		バッテリー停電電圧	DC 26.8V ±10%	V
7	受信電流測定	回路電流	20mA ±3mA	mA
備考				

設置場所		西祖谷詰所		
No.	点 検 項 目		点検月日	
			天 候	
1	表示灯点検		良 ・ 否	
2	電源電圧等の測定		良 ・ 否	
3	動作試験	警報表示	良 ・ 否	
		停電動作	良 ・ 未	
		ブザー動作	良 ・ 否	
4	接続部の点検		良 ・ 否	
5	機器の清掃等		機器等の清掃	実施 ・ 未
			据付状態点検	良 ・ 否
6	電圧測定	交流入力	AC 100V ±10%	V
		制御部出力	DC 5V ±10%	V
			DC 12V ±10%	V
			DC 24V ±10%	V
		バッテリー停電電圧	DC 26.8V ±10%	V
7	受信電流測定	回路電流	20mA ±3mA	mA
備考				

トンネル非常警報装置 [主制御機・副制御機]

設置場所		井川トンネル		
機器名	点検項目		点検月日	
			天候	
主 制 御 装 置	1	表示灯点灯		良 ・ 否
	2	電源電圧等の測定		良 ・ 否
	3	送受信信号出力測定		良 ・ 否
	4	蓄電池の点検		良 ・ 否
	5	動作試験	機側操作	良 ・ 否
			警報制御	良 ・ 否
			試験動作	良 ・ 未
			停電操作	良 ・ 未
			単独試験	良 ・ 未
			通話試験	良 ・ 未
6	接続部の点検		良 ・ 否	
7	機器の清掃等	機器等の清掃	実施 ・ 未	
副 制 御 装 置	1	表示灯点灯		良 ・ 否
	2	電源電圧等の測定		良 ・ 否
	3	蓄電池の点検		良 ・ 否
	4	動作試験	機側操作	良 ・ 否
			警報制御	良 ・ 否
			試験動作	良 ・ 未
			停電操作	良 ・ 未
			単独試験	良 ・ 未
			通話試験	良 ・ 未
	5	接続部の点検		良 ・ 否
6	機器の清掃等	機器等の清掃	実施 ・ 未	

トンネル非常警報装置 [警報表示板(インナーメンテ形)]

設置場所		井川トンネル	
機器名	点 検 項 目	点検月日	
		天 候	
警報表示板 (主制御装置)	1	表示部点検	良 ・ 否
	2	電源電圧測定	良 ・ 否
	3	見え方点検	良 ・ 否
	4	動作試験	良 ・ 否
	5	接続部の点検	良 ・ 否
	6	機器の清掃	良 ・ 否
	備考		
警報表示板 (副制御装置)	1	表示部点検	良 ・ 否
	2	電源電圧測定	良 ・ 否
	3	見え方点検	良 ・ 否
	4	動作試験	良 ・ 否
	5	接続部の点検	良 ・ 否
	6	機器の清掃	良 ・ 否
	備考		

トンネル非常警報装置点検記録簿 (井川トンネル)

点 検 項 目				点検月日	
制御装置				点検基準	測定値
主 制 御 装 置	電源電圧装置	交流入力	TB1	AC 200V ±10%	V
		交流出力	コンセント	AC 100V ±10%	V
		交流出力	手元操作盤	AC 200V ±10%	V
		制御電圧	PS1	DC 5V ±5%	V
			PS1	DC 12V ±5%	V
			PS1	DC -12V ±5%	V
			PS1	DC 24V ±5%	V
		位置表示灯出力	TB5	DC 24V ±15%	V
		インバーター出力	TB18	AC 100V ±10%	V
		表示電源	TB7	DC 5V ±5%	V
	TB9		DC 11V ±5%	V	
	TB10		DC 16V ±5%	V	
	インターフェイス電源	TB6	DC 24V ±10%	V	
	蓄電池	蓄電池電圧(充電)	TB17	DC 26.5V ±15%	V
		内部抵抗測定/セル電圧	①	mΩ	V
内部抵抗測定/セル電圧		②	mΩ	V	
送受信信号測定	送信レベル		0 ~ -15 dBm	dBm	
	受信レベル		0 ~ -35 dBm	dBm	
副 制 御 装 置	電源電圧装置	交流入力	TB1	AC 200V ±10%	V
		交流出力	コンセント	AC 100V ±10%	V
		交流出力	手元操作盤	AC 200V ±10%	V
		制御電圧	PS1	DC 5V ±5%	V
			PS1	DC 12V ±5%	V
			PS1	DC -12V ±5%	V
			PS1	DC 24V ±5%	V
		インバーター出力	TB18	AC 100V ±10%	V
		表示電源	TB7	DC 5V ±5%	V
			TB9	DC 11V ±5%	V
	TB10		DC 16V ±5%	V	
	インターフェイス電源	TB6	DC 24V ±10%	V	
	蓄電池	蓄電池電圧(充電)	TB17	DC 26.5V ±15%	V
		内部抵抗測定/セル電圧	①	mΩ	V
		内部抵抗測定/セル電圧	②	mΩ	V
備考					

トンネル非常警報装置 [押ボタン式通報装置]

設置場所		井川トンネル	
No.	点 検 項 目	点検月日	
		天	候
1	表示灯点検	良 ・ 否	
2	動作試験	良 ・ 否	
3	消火器の点検	良 ・ 否	
4	接続部の点検	良 ・ 否	
5	機器の清掃等	機器等の清掃	実施 ・ 未
		据付状態点検	良 ・ 否
備考			

電源電圧測定	端末押ボタンNo.	点検基準	測定電圧
主制御装置回路	L-1	DC 24V ± 10%	V
主制御装置回路	L-12	DC 24V ± 10%	V

絶縁抵抗測定 測定回路名		点検基準	測定値
押ボタン回路	制御装置回路(1回路)	DC 250Vメガ 1MΩ以上	MΩ
備考			

井川トンネル 消火器点検表

(消火器)

	点検項目	点検内容及び判定基準	点検結果及び処置・対策	判別
1	収容数点検	消火器の収容数量の確認(収容数20本)	有・無	
2	外観点検	消火器の損傷、発錆、汚染等の有無	有・無	
3	清掃	ウエス、洗浄剤により消火器表面の清掃を行う。	実施・未	

No.	製造日	薬種	本数	備考
L-1				
L-2				
L-3				
L-4				
L-5				
L-6				
L-7				
L-8				
L-9				
L-10				

機器名称 非常電話案内板(17枚)、通報装置説明板(10枚)

設置場所 井川トンネル

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	板の清掃等	板の外表面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
2	備考		

機器名称 非常電話機(4台)

設置場所 井川トンネル

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	判別
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外表面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。	
3	備考		